

令和 5 年 6 月 28 日現在

機関番号：23901

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2022

課題番号：19K14129

研究課題名（和文）学校運営への父母参加制度の3か国比較研究：イギリス、ドイツ、日本

研究課題名（英文）Comparative study on parental participation system of school administration in 3 countries: England, Germany and Japan

研究代表者

葛西 耕介（Kasai, Kosuke）

愛知県立大学・教育福祉学部・准教授

研究者番号：00769010

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 4,700,000円

研究成果の概要（和文）：本研究成果は、（1）学校運営への父母参加についての日本の学説史研究としての成果と、（2）学校運営協議会についての実証的研究としての成果とに分けられる。（1）について言えば、文献調査による理論研究の成果として、学校運営への父母参加についての戦後日本の学説展開を初めてトータルに明らかにした点である。（2）について言えば、日本の学校運営協議会（小・中学校）や教育委員会事務局を対象とする参与観察・実証調査の成果として、学校運営協議会が機能し活性化するための要素に関わり暫定的・仮説的な知見が得られた点である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究成果の学術的意義としては、第1に、学校運営への父母参加についての戦後日本の学説展開を初めてトータルに明らかにし、後続研究に対して、学説・制度の類型化の枠組みを示した点、第2に、学校運営への父母参加についての研究を分野横断的・学際的に行った点、第3に、学校運営への父母参加研究を「学校の効率的運営・学校改善」の視点からではなく「親の教育権」という視点から行った点にある。また、本研究の社会的意義としては、量的拡大が進められている学校運営協議会制度について、政策サイドへのその運用の改善についての示唆の提示や、その活動への参加者に対する有意義な情報提供の点にある。

研究成果の概要（英文）：The research achievements of this research can be divided into two categories: (1) the results of a historical study of Japanese academic theories about parents' participation in school administration, and (2) the results of an empirical study of school administratino councils(Gakkou Unnei Kyougikai). Regarding (1), as a result of theoretical research based on a literature survey, this study clarified for the first time the total development of postwar Japanese academic theories on parents' participation in school admimistration. As for (2), as a result of the empirical research and observation of school administration councils and education boards in Japan, tentative and hypothetical findings were obtained regarding the factors that make school administration councils function and become active.

研究分野：教育法学

キーワード：学校運営協議会 コミュニティスクール 親の教育権 親権 父母参加 公共性 イギリスの学校理事会
ドイツの学校会議

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

研究開始当初（2019年）において、また現在（2023年）においても引き続き、コミュニティ・スクール（＝学校運営協議会を設置した学校）の量的拡大が進められている。“社会総がかり”で学校を支援するこの仕組みの推進は、「社会に開かれた教育課程」を言う教育政策の中核であるのみならず、「地方創生」ともリンクする省庁横断的な重要政策となっている。

しかし、学術的に言えば、親に学校運営（カリキュラム、予算、人事など）への参加を認めるこの制度の創設（2004年）と全公立学校への設置義務化（2017年）は、単に現実的必要性を充足する政策である以上に、公教育における親（親権・私事性）の位置如何、公教育と親との関係性、にかかわる本質的で重要な主題である。親は公教育に従属し支援するだけの存在なのか、それとも、公教育の正統性の淵源は親にこそあり親に参加・発言する資格が積極的に認められるべきなのか、という公教育の根源的論点を問題化しているのである。これが父母参加制度に着目する本研究の開始当初の学術的背景であった。

2. 研究の目的

この学校運営協議会制度は、各学校に設置され、保護者や地域住民から任命された者が、①教育課程の編成その他の基本的な方針を協議・承認したり、②教職員の任用を含む学校運営について意見を述べたりすることを認める制度であり、イギリスの「学校理事会」やドイツの「学校会議」など諸外国にもヴァリエーションをもって存在する学校運営への父母参加制度の1つである。明治から現在に至るまで国家・公権力の強力な主導により形成され、私人たる親の学校教育への発言・参加をほとんど認めてこなかった日本の教育法制からすると、学校運営協議会は画期的制度である。学校選択ではなくこうした学校参加によって公教育の中身の組み換えが追究される必要がある。

しかしながら、国際比較的にみた場合、この制度による学校への父母参加の量も質も、端緒的なものに留まっている。たとえば、親の参加は「権利」としては規定されず、親と交流しつつ自律的な専門職として教育課程を編成・実施する「教師」の規定がなく、「子ども」の参加の規定もない。その結果、学校側が選任した委員によって、形式的・儀式的で、協議内容としても学校・行政側の主導するテーマへの支援・動員ともいえる実態が多く为学校にみられるのである。

そこで、こうした学校運営協議会を量的・質的に発展させるため本研究は、日本の「学校運営協議会」（＝コミュニティ・スクール）、学校運営協議会のモデルであるイギリスの「学校理事会」、イギリスの学校理事会とは対照的な原理に立つ父母参加の“先進国”ドイツの「学校会議」という、3か国の父母参加制度を対象にして、各制度を支える原理・思想とその実態とを規範的かつ実証的に明らかにし、もって、(1)父母参加制度の国際的到達点の解明、(2)学校運営協議会制度の相対的位置の解明、(3)学校運営協議会制度を国際的到達点に沿った制度ないし運用に高める条件の解明、を行うことを目的とする。

こうした本研究は、学術的意義のみならず、日本の父母参加制度をイギリスとドイツの父母参加制度との比較の中におくことで学校運営協議会制度の運用の改善を中央・地方教育行政当局に喚起するという政策的意義、さらに、コミュニティ・スクールやPTAなどの父母参加の活動に有意義な情報提供をするという社会還元的意義を有している。

3. 研究の方法

本研究の方法は、法制面を対象とする理論的・規範的研究を主軸としつつ、実態面を対象とする実証的調査（参与観察・インタビュー）の方法も併用して行う。

具体的には、日本については、教育法学・教育行政学を中心とする学説・理論を対象とした《文献調査》、学校運営協議会を対象とする《実証調査》である。

また、国外については、欧文献を対象とする《文献調査》とともに、現地での《実証調査》を継続的に行う。この点について言うと、国際比較的・講学的に言って、学校運営への父母参加制度には、(α)学校の効率的運営・学校改善を原理とする制度と、(β)「親の教育権」の反映・実現を原理とする制度とがある。そこで、(α)の典型であるイギリスの学校理事会（School governing body）と、(β)の典型であるドイツ学校会議（Schulkonferenz）を理論的・実証的な比較対象に置く。

もともと、2020年に始まる新型コロナウイルス感染症の蔓延によって、研究期間の2年目から4年目を通じて、国外への渡航はもちろん国内の学校現場への訪問も制限された。そのため、《実証調査》については国外では実施できず国内についても予定よりも少数の学校にとどまり、研究期間全体を通じて《文献調査》・理論研究にほとんどの資源を割き研究を遂行することとなった。また、国外への《実証調査》が困難になったことに伴い、《文献調査》についても、日本を中心として行うことになった。

4. 研究成果

学校運営協議会を学説史的にも国際比較的にも相対化して位置づけることができ、実証性に弱点があるものの、本研究の目的は、以下のような研究成果に照らして、おおよそ達成できた。

(1) 学校運営への父母参加についての日本の学説史研究としての成果

《文献調査》による理論研究の成果として、学校運営への父母参加についての戦後日本の学説展開を初めてトータルに明らかにした。

すなわち、3つの時期区分——①1945年から1950年代半ばの時期、②1950年代半ばから1980年代半ばの時期、③1980年代半ば以降の時期——をもちながら、5つの《公共性》論を用いて日本における学校運営への父母参加に関する学説の展開過程を明らかにした。そして、戦後直後から現在に至る学校運営への父母参加についての学説史を検討することで「親の教育権」の類型をめぐる対抗を学説史的に明らかにして、学校運営への父母参加論の通時的・共時的展開を構造化した。これらは具体的には、博士論文「学校運営への父母参加の思想と制度の研究：日本の諸学説の検討を通して」（2020年）と、その後の研究を踏まえ大幅に加筆した『学校運営と父母参加：対抗する《公共性》と学説の展開』（2023年）にまとめている。

本研究成果の独創性について述べると、学校運営への父母参加の学説を類型化するにあたり、その学説が立脚する《公共性》（思想）によって腑分けをした点である。ここで《公共性》とは、相互に切り離された諸個人からなる近代社会においてその共同性を構築する際の媒介に何を置くかを示す概念である。本研究はこの《公共性》を、①共同性の媒介に国家を置く《国家的公共性》、②市場を置く《市場的公共性》、③個人の自由と権利を置く《市民的公共性》のほか、④国民という観念を置く《国民的公共性》、⑤労働者の連帯を置く《労働者の公共性》の5つに分類した。①～③は公共性論において一般的だが、④と⑤を用いることで①～③のみでは説明できない思想・学説展開を類型化した点に、本研究のほかにはない独創性がある。この社会科学的な類型化によってすべての学説の包摂・説明を可能するため、この類型化は、後続研究に対して、学説・制度の類型化の枠組みを示すものとなる。

また、本研究成果の先駆性について述べると、第1に、学校運営への父母参加についての戦後日本の学説展開を初めてトータルに明らかにした点にある。学校運営への父母参加は、戦後直後から現在に至るまで、非公式な慣習法的な制度として、また父母や教職員の運動として存在し、その時代の思想が反映され、種々の学説が展開されてきた。学校運営協議会制度という実定法上の制度の設置が義務化された今日、そうした思想・学説の通時的展開（連続関係）および共時的展開（対抗関係）をトータルに解明して理論的に昇華し、法制度のあるべき発展と学説の展望を示す研究が学術界で求められているが、この課題に正面から応えた点に、他にはない本研究の意義がある。

第2に、学校運営への父母参加についての研究を、分野横断的・学際的に行った点である。タコツボ化された研究とは異なり、本研究は、教育法学・教育行政学に軸足を置きながらも、憲法学、民法学、政治学、社会思想史、教育史、家族社会学など幅広い分野の研究知見を引用し、それらの議論が学校運営への父母参加の思想・学説展開に影響を与えたことを解明するとともに、またそれらの研究枠組み・概念を採用しつつ父母参加の思想・学説展開を解明している。

第3に、学校運営への父母参加研究を「親の教育権」という視点から行った点である。日本の研究は（α）学校の効率的運営・学校改善を原理とする研究に偏重し、（β）「親の教育権」の反映・実現の視点は見事に抜け落ちている。そこで、（β）「親の教育権」に基づく「権利としての」学校運営への父母参加研究を行ったことが本研究の他の研究に見られない先駆的な点である。

(2) 学校運営協議会についての実証的研究としての成果

《実証調査》の数を十分に確保することができなかつたため、実証性が弱いという限界があるが、日本の学校運営協議会（小・中学校）や教育委員会事務局を対象とする参与観察・《実証調査》の成果として、学校運営協議会が機能し活性化するための要素に関わり次のような暫定的・仮説的な知見が得られた。これらの点については、今後、参与観察や聴き取り調査のサンプル数を増やすことによって、さらに検証していきたい。

第1に、学校運営協議会の構成員についてである。学校運営協議会を対象とした参与観察やインタビュー調査からは、校長のリーダーシップ・特性のみならず構成員の内訳（「保護者」や「地域住民」などの属性や、年齢）によっても議事・審議の内容が大きく影響を受けることが明らかになっている。具体的には、構成員について「地域住民」よりも「保護者」を代表する者の割合を多くすることによって、学校の周辺的活動への支援を中心とした議事ではなく教育課程に直接関係する事項についての議事運営が活発になるであろうということである。さらに、子どもの意見の聴き取りなども含め、学校の教育活動・授業と結びついた学校運営協議会の多様な取り組みがなされている場合もあり、そうした場合に、より議事運営が活発になるであろうと推測される。

第2に、校長のリーダーシップについてである。少数ながら行った学校運営協議会の参与観察、聴き取り調査の結果からの暫定的・仮説的な知見としては、この制度が機能し活性化するために

は、校長の本制度への理解はもちろんのこと学校運営協議会会長の本制度への理解、また校長と会長との関係性、そして両者それぞれの適切なリーダーシップ、が必要不可欠であることが見えてきている。そして、これは、基本的に、国際的な類似の調査による知見とも合致するものである。このことから、学校運営協議会制度が学校運営の中で十分に機能していくためには、校長の専門性の要素を構成するものとして、しかも校長の専門性の基底的部分として、学校運営協議会制度の理解と運営を位置づけることが不可欠であろう。そして、これは、校長の専門職基準の研究と接続して行われる必要がある。

第3に、教育委員会のリーダーシップについてである。学校運営協議会の運用を各学校・校長に委ねるのみであれば、多くの場合、学校運営協議会は機能しない。そのため、教育委員会による制度設計・適切な方向付けが不可欠である。さらに、制度設計のみならず、この制度を実際に担う校長の職能開発を支援しリードする教育委員会の役割も必要である。ここまで取り組んでいる教育委員会は多くはないようである。

(3) 本研究が残した課題・限界

第1に、《実証調査》を進めることができず、実証性が弱いものとなっている点である。本科研費による研究は、理論的研究と実証的研究から成り立っているところ、2年目に生じたコロナ禍によって当初予定していたイギリスやドイツの国外の訪問調査や国内の訪問調査がほとんどできなかった。そのため、思想・学説についての研究は進んだものの、制度についての実証性のある研究を進められなかった点に限界・課題が残っている。

第2に、上記と関わるが、予定通りに国際比較調査を進めることができなかった点である。国際比較調査については、予定していた《実証調査》ができず《文献調査》を進めることにした。そして、文献の蒐集を通じて、1つ目に、イギリスの父母参加制度（主として学校理事会）とドイツの父母参加制度（主として学校会議）の歴史的・経年的変化とその背景の分析を進めた。また、そうした変化を規定するものとして、その国固有の国内政治・国民統合の枠組み、政治思想の展開、学校論と子どもの権利論の発展があることを分析・検討した。2つ目に、日本の教育法制と対照してドイツ国内の教育法制について分析し、学校教育における親の教育権の位置づけ、とりわけ「集団的な親の教育権」という概念枠組みに着目して、その特長を検討した。もっとも、こうした《文献調査》を、《実証調査》と結びつけることができず、なおも仮説的な分析にとどまっているという限界がある。

本研究が抱えるこうした限界については、引き続き科研費の取得によって継続していきたい。

以上

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 1件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 葛西耕介	4. 巻 73(4)
2. 論文標題 校長の養成および研修の今日的課題～国際比較調査を踏まえて～	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 教育委員会月報	6. 最初と最後の頁 1-6
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 葛西耕介	4. 巻 207
2. 論文標題 親の教育権：コロナ対応を考え、コロナ対応から考える	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 季刊教育法	6. 最初と最後の頁 72-76
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 Kosuke KASAI	4. 巻 12
2. 論文標題 Cultural Plurality and Co-existence in Education Policy in Japan	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 中央アジアと日本における文化的・社会的多元性と共生（タシケント国立東洋学大学）	6. 最初と最後の頁 167-178
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 該当する
1. 著者名 葛西耕介	4. 巻 68
2. 論文標題 イギリスにおける地方教育行政職の養成・研修制度の分析：子どもサービス局長(Director of Children's Services)へのインタビューを通じて	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 愛知県立大学教育福祉学部論集	6. 最初と最後の頁 27-38
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 葛西耕介	4. 巻 49
2. 論文標題 抄訳 教員に関する勧告の適用に関するILO-UNESCO合同専門家委員会最終報告(第13会期)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本教育法学会年報	6. 最初と最後の頁 185-191
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 葛西耕介	4. 巻 213
2. 論文標題 父母と子どもの学校参加をめぐる学説を類型化する理論的枠組み	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 季刊教育法	6. 最初と最後の頁 84-91
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件(うち招待講演 1件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 葛西耕介
2. 発表標題 父母の学校教育参加の学説史的検討
3. 学会等名 日本教育法学会第1回秋季研究集会(招待講演)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 Akito Okada, Sam Bamkin, Kosuke Kasai	4. 発行年 2022年
2. 出版社 Springer Singapore	5. 総ページ数 237
3. 書名 Japan's School Curriculum for the 2020s : Politics, Policy, and Pedagogy	

1. 著者名 葛西 耕介	4. 発行年 2023年
2. 出版社 東京大学出版会	5. 総ページ数 640
3. 書名 学校運営と父母参加：対抗する 公共性 と学説の展開	

1. 著者名 アンディ グリーン（原著）、岡田昭人・堀尾輝久（監訳）	4. 発行年 2022年
2. 出版社 東京大学出版会	5. 総ページ数 530
3. 書名 教育と国家形成 原書第2版	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------